

電子的診療情報連携体制整備加算に伴う加算に係る掲示について

当院では2026年6月の診療報酬改定に伴う電子的診療情報連携体制整備加算について以下の通り対応を実施しております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声がけ、ポスター掲示を行っております。
- ・電子的診療の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しております。

令和8年6月1日より「電子的診療情報連携体制整備加算」を算定いたします。正確な情報を取得・活用するため、【マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）】のご利用にご協力をお願いいたします。

ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。